

**平成24年度新宿区外部評価委員会第2部会
第8回会議要旨**

<開催日>

平成24年9月5日（水）

<場所>

区役所本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（4名）

森本委員、金澤委員、小菅委員、鱈沢委員

事務局（3名）

山崎行政管理課長、担当2名

説明者（2名）

経常事業305「高齢者福祉活動事業助成等」、306「高齢者クラブへの助成等」、
307「敬老事業」、
295「新宿区社会福祉協議会運営助成」、293「民生・児童委員の活動等」、
296「福祉サービスの利用者支援」
高齢者福祉課長、地域福祉課長

<開会>

1 経常事業ヒアリングの実施

【部会長】

第8回第2部会を開催いたします。

本日は経常事業のヒアリングを実施します。

最初は高齢者福祉課長より3つの事業についてお伺いしたいと思います。

<委員紹介・趣旨説明>

では305番「高齢者福祉活動事業助成」事業から、よろしくお願いします。

【説明者】

はい。この事業は、「新宿区高齢者福祉活動基金条例」に基づく基金の利子を活用した「福祉活動事業助成」と、「食事サービス補助事業」の2つに分かれています。

「福祉活動事業助成」は、区内において高齢者の生活支援、介護予防、健康づくり等の社会貢献活動、ボランティア活動に助成をしていくものです。

「食事サービス補助事業」は、70歳以上のひとり暮らし高齢者の方を対象に、一回当たり自己負担400円の実費を徴収しながら、主に区民ボランティア団体による食事サービス事業を実

施しているものです。こちらについては、平成22年度までは基金の利子を活用して助成していましたが、基金の利子のみでは事業の助成ができなくなりましたので、平成23年度から一般財源を使って事業を実施しています。

事業の目標・指標は2つ設定しています。

1つは「助成事業の継続・発展」です。23年度末の現況では、福祉活動事業3団体、食事サービス14団体の計17団体に助成していますが、これを29年度末に福祉活動事業6団体、食事サービス事業17団体の計23団体に拡大しようという目標です。

もう1つは、この事業の課題となっているのですが、現在20名程度、食事サービスの待機者がいらっしゃいます。これを平成29年度までに解消することを目標としました。食事サービス事業は、食事後にゲームをやったり、特技を発表するイベントを催したりしていますので、閉じこもりの防止や、交流の場の提供といった効果もございます。また、実は安否確認としても大きな役割を果たしています。ボランティアの方にご活躍いただくことにより、大変地域に根ざした、区民の方に支えられた事業になっていますので、希望される方皆様にサービスを提供したいと考えているところです。

次に内部評価の内容ですが、「サービスの負担と担い手」「手段の妥当性」「効果的効率的」「目的又は実績の評価」「総合評価」、全ての項目について「適切」と評価しています。

次に、事業の「改革・改善」方法についてですが、福祉活動事業助成の課題として、「今後こういったグループを育成をしていくか」、それから「どうやって継続的な活動につなげていくか」の2つがあります。この事業は同一事業で2回まで助成をしていますが、多くの事業が、助成が切れてしまうとそれ以後、自立した活動として継続していかない実態がありますので、助成期間中に自立した運営に移行できるような仕組みづくりが必要です。これらの課題を解決出来るよう、事業を改革・改善していきたいと考えています。

次に事業費についてご説明します。先程も申しあげましたが、食事サービス補助事業については、23年度より基金利子運用事業から分離し、一般財源により運用しています。

また、特定財源として、都からの補助金をいただけるところはいただいています。

次に活動実績ですが、23年度食事サービス補助は14団体、福祉・教育・研修補助は3団体に実施しました。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では質問のある方はどうぞ。

【委員】

「福祉活動事業助成」と「食事サービス補助事業」は別々に整理して考えるということでしょうか。

【説明者】

はい。

【委員】

「食事サービス補助事業」については、利用者の負担が400円ですが、「福祉活動事業助

成」には同じような負担はないのでしょうか。

【説明者】

ほとんどありません。福祉活動基金を活用するときに、運用委員会が、応募内容を、書類とヒアリングにより審査しています。過去の状況を見ると、定期講座の開催、定期的にレクリエーション、交流の場を開催など、いろいろな取り組みがありました。それから、今年はなかったのですが、レクリエーション協会が、ハイキング、区内めぐりをしたこともございます。

それから、食事サービスは拡大したいと考えています。西新宿のシニア活動館でも食事サービスをしていただく予定ですが、そのボランティアの準備行為として、調整、打ち合せがありますので、1年度目は福祉活動事業助成を活用していただくことを条件としています。

【委員】

わかりました。

【部会長】

いわゆる食事サービスというのは、生活支援、つまり毎食のように食事が必要な人の生活支援のためのサービスと、生きがいきくり、社会参加、見守りのためのサービスの2タイプがあると言われていますが、この事業は、生きがいきくり、社会参加、見守りのためのサービスという認識でいいのですか。

【説明者】

はい。高齢者福祉課では、ひとり暮らし、あるいは日中独居で、経常的にお昼の食事を確保する必要がある方については、「配食サービス」という別事業が、介護保険外サービスの中で組み立てられています。これは自己負担1食500円です。

今回ご評価いただいている事業は、14地域で、14ボランティアグループが、実施日時や定員を決めて定期的に食事会を開催する事業であり、日常的に提供するものとは違います。

【部会長】

その両方のサービスは併用できるのですか。

【説明者】

はい。実際にお使いになっている方もいらっしゃると思います。

【部会長】

配食サービスの補助を受けた団体は、21年度から23年度まで14団体で変わっていませんが、福祉・教育・研修補助を受けた団体は、7団体、6団体、3団体と年々減ってきていますよね。これは、先程の継続性に関する課題からですか。

【説明者】

それも1つです。それから、具体的にどういう活動をどのようにするのか、例えば印刷経費を10万円見積もるのであれば、対象部数、配布場所、配布方法など、具体的な中身を提案していただきたいのですが、そこまでしっかり練られた提案が少なくなっていることもあります。

また、順次ことぶき館を地域交流館又はシニア活動館に機能転換し、指定管理者に運営を任せていますが、そのメニューが大変充実してきており、その中では地域の高齢者の方の経験を

生かした事業も多々計画されてきています。地域ごとの拠点がしっかりとできつつあると感じていますが、これも要因の1つではないかと考えています。

【委員】

福祉活動事業の中には、社会福祉協議会で実施しているものと重複しているものがあるのではないのでしょうか。地域交流館やシニア活動館のメニューとの関わりもありますが、そういった事業は社会福祉協議会と連携すれば、そんなに拡大する必要はないのではないのでしょうか。29年度末の福祉活動事業6事業というのは、社会福祉協議会の事業から漏れた人たちを拾い上げようと考えていらっしゃるのか、並行して取り組んでいこうと考えていらっしゃるのか、教えてください。

【説明者】

おっしゃるとおり社会福祉協議会でもかなり様々な助成をしており、区との連動もございます。例えば、特別養護老人ホームなどで地域交流スペースがしっかりできており、そこへの助成が行われていますが、これも3カ年までという制限がありますので、今後調整をしていくことが必要と思っています。

福祉活動事業の目標についてですが、高齢者福祉課は社会貢献活動の充実も目指していますので、ボランティア活動の応募があったときに、受け皿は必要だと考えています。

【部会長】

介護保険外の配食サービス自体は、利用者の増減、待機などはあるのですか。

【説明者】

対象となる高齢独居が新宿区は大変多いため、利用は増えています。

【部会長】

この事業と配食サービスでは、利用者負担の単価が100円違いますが、こちらの活動で20名程度待機者がいるというのに対して、新宿区の横出しサービスの配食サービスを受けてもらうとはならないのですか。

【説明者】

ご案内はしてまいりますが、食事の内容ですとか、事業の目的が違いますので、一律に配食サービスを提供すればよいとは考えていません。

【部会長】

それは本人が選ぶのですか。それとも例えばケアマネージャーが、配食だけだと、この人は家に閉じこもってしまうから、たまには会食した方がいいということで、こっちの事業も使ってみたらという提案などをするのでしょうか。

【説明者】

ケアマネージャーがどこまで関わっているかは、把握していませんが、基本的には、ご自身でご判断されていると思います。今は区だけでなく、民間の配食サービスも大変充実していますから。その辺りも含めてご判断頂く必要があります。

【部会長】

なるほど。この事業の目的は、閉じこもり防止、社会参加促進、安全確認が主で、食事は言ってみればツールという認識でよろしいのでしょうか。

【説明者】

ツールとしての食事の内容も、ボランティア団体がすごく努力してくださるので、とてもおいしいです。メニューもすごいです。支え手の確保は一つの課題ですが、多くの区民の方が定期的にそういった席に来ていただくようにしていきたいと考えています。

【委員】

確かにメニューの内容、すごいですよね。配食サービスのものとは全然違う。

話は変わりますが、私はこの事業は、お食事をする方たちのためだけのサービスではないと認識しています。提供するボランティアも、高齢者の方が多いので、提供する側としての社会参加という側面もあるのではないのでしょうか。是非継続してほしい事業だと思います。

【部会長】

なるほど。内部評価にそういった記載がないのは残念ですね。

会食型食事サービスであることなども予算事業シートに少し触れられているだけですから、配色サービスとの違いがわかりづらい。そういう説明がないと、これを読んだだけでは勘違いしてしまうのではないのでしょうか。

【委員】

閉じこもり防止とか安全確認などの目的についても入れていただいた方が良かったですね。

【委員】

17団体が一生懸命やっていることはよくわかりましたが、どこの地区で、どういう事業をされているのか、内部評価ではほとんどわからない。

【説明者】

各地域センターなど調理室がある施設を中心とした、おおむね14地域で実施していますが、これまでのところ、一回当たり何十人も参加していただくような大規模では実施していませんので、全区的な取り組みとはなっていません。戸山シニア活動館の施設を改修する際も、配食、食事サービスができるよう調理室を置いています。西新宿シニア活動館も改修も同じように進めています。また、シニア活動館の準備段階で、地域の方にお声がけをしてボランティア団体を立ち上げていただくなど、いろいろな準備をしていますが、現時点では広く今PRしても定員がそれほど多くないため、新しくできたところでご案内をしていきたいと考えています。

【委員】

地域の公平性から見て、偏りなどあってはいけなという感じもしますが、わかりました。

【部会長】

時間ですが、この事業についてはよろしいでしょうか。

では次に経常事業306「高齢者クラブへの助成等」に入りますので、ご説明をお願いします。

【説明者】

はい。「高齢者クラブへの助成等」は、「連合会事業助成」「運営助成」「指導員の活動」

の3つの予算事業から構成されています。

高齢者クラブは、地区ごとに、地域ごとに組織された高齢者の自主活動団体で、社会奉仕の公共活動や高齢者の健康・生きがい増進などの活動を行っています。この活動に対して助成を行う事業です。

連合会とは、「新宿区高齢者クラブ連合会」のことで、23年度末の時点で5地区計123団体ある高齢者クラブを取りまとめる組織です。

次に、内部評価の内容についてご説明します。「目的又は実績の評価」について「改善が必要」と評価しました。現在、高齢者人口が増えているにも関わらず高齢者クラブへの加入率が伸び悩んでおり、クラブ会員の年齢も高齢化しています。地域の高齢者の方が生きがいを感じながら地域で相互に支え合う社会参加をしていくために高齢者クラブの果たす役割は大きく、できるだけ多くの方が参加活動ができるような方法を検討していく必要があると考えていることから、改善が必要だと考えています。

その他の項目については「適切」と評価しました。

次に、各予算事業の分析結果についてご説明します。

「連合会事業助成」は、新宿区高齢者クラブ連合会が開催するボランティア活動等の自主事業、スポーツ大会、及び区内5地区の地区連合会が開催する春季高齢者福祉大会に対し補助を行う事業です。特定財源等があります。

活動実績としては、連合会運営補助は24事業、スポーツ大会補助は3回、春の福祉大会補助は5地区に補助を行いました。

事業の方向性は「継続」としました。各高齢者クラブは、会員の健康増進や生きがいづくりを意識しながら、日々スポーツや歌、踊りに積極的に取り組んでいる他、活動を通して高齢者相互の励まし合いを行い、スポーツ大会、福祉大会を開催するなど、生き生きと生活を送ることが出来る場となっており、会員の方にお元気に活躍していただいています。課題としては、高齢者クラブ会員が高齢化する中、地域の高齢者の参加を促す必要があります。

「連合会事業助成」については以上です。次に「運営助成」です。

平成24年度は、高齢者クラブ124団体に対し、各クラブの会員数に単価を掛け、基本的な事務経費をプラスした額を補助している事業です。補助に際しては、各クラブの計画書等をチェックし、算定額、計算を確認しています。その他に、印刷製本費、通知等の経費が掛かっています。この事業は、各高齢者クラブにおいて、会員から年会費を取っていますので、受益者負担の導入されている事業です。こちらの事業についても事業の方向性は「継続」としました。

「運営助成」については以上です。最後に「指導員の活動」です。

区は高齢者クラブの活動を支援するために指導員を配置しています。事業費は主にその人件費です。昨年度、一昨年度までは非常勤職員のみで対応していましたが、23年度からは、1人がいわゆる再任用職員、区の職員が活動しています。そのため、人件費は、23年度は少し上がっています。

指導員の活動は、主に講習、各クラブに出向いての活動状況の相談、支援、それから、毎月

の定例会等の会議に参加し、一緒に活動運営をしています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。何かご質問はございますか。

【委員】

一月「会員数掛ける50円プラス1万9,500円」の補助というのは、安くはない印象を受けます。会費による受益者負担が発生しているとのこと説明でしたが、補助金と受益者負担の割合などはおわかりになりますか。

総人数が6,946人で123団体と考えると、1クラブ平均50、60人ぐらいの編成になります。そうすると一人当たり約400円を毎月補助することになりますよね。それに対してご本人の負担はどの程度なのでしょう。これが1点。

それから、高齢人口が加速度的に増加しているなかで、いわゆる「団塊の世代」をどう取り込んでいこうとお考えなのか。高齢者クラブは50代後半ぐらいから入れるはずが、実際には全く入っていない。今の高齢者クラブの限界のようなものを感じていますが、それをどう打開するのか。実際に高齢者クラブを運営している方がどのような意識でいらっしゃるか、高齢者福祉課で聞き取ったりなどされていらっしゃるのか。団塊の世代以降の高齢者に対してどういうアプローチをしている、あるいはしていくのか。そういったことをお聞きしたいと思います。

【説明者】

外部評価委員会からは平成22年度の補助事業評価において、補助そのものを検討しなさいという評価をいただきましたので、昨年度1年間かけて、高齢者クラブに対し、例えば事業展開についても柔軟に広げていただくこと、クラブでやっている事業に一般の方が入れるようにすることなどのご提案等、相当お話をいたしました。クラブとしては「毎月お金を払っているから、払っていない人を入れるのはどうか」といったご意見もあり、なかなか成果が出ていない状況にあります。

長きにわたって続いている運営形態について、どのように意識改革していくかが課題だと考えています。まずは繰り返しお話をしていく必要があるため、昨年はそのように取り組みました。今後も機会を捉えてアクセスしていかないと難しいと感じています。

外部評価を受けた、区の総合判断として、全体的な活動の中でしっかりと見直しを行っていくとなりましたので、引き続きお話をしていきたいと考えています。

次に50代後半の方の参加についてですが、春の発表会や、秋に文化センターで行う大きな発表会などの演芸大会がございます。これは会員としてに入っています。

それから、介護予防事業なども行っているのですが、これはなかなか定期的に場所を確保することが難しいため苦勞している状況があります。お元気の源にもなりますので、活動として支えていく必要があると思っています。

【部会長】

指導員2人という人は、何か専門的な資格を持っておられる方ですか。

【説明者】

区のOBです。

【部会長】

高齢者クラブにいるから元気なのではなく、元気だから高齢者クラブにいるという見方も出来るのではないのでしょうか。構造上なかなかやめることが難しいのはわかりますが、高齢者クラブへの公的な補助のあり方は見直す必要があると思います。

ご苦勞はすごくよくわかりますが、高齢者クラブの活動が、「自分たちが楽しんでいる」と見える限りは、なかなか区民全体からの理解は得にくいと思います。

高齢者クラブができたときには、高齢化率もまだ低く、高齢者が地域の中で孤立しがちになっていた。そのために出来た補助の仕組みだと思いますが、今では完全なマジョリティです。

そういう意味ではむしろ、今は若い人の補助が本当は必要なのかとも思いますね。

【委員】

団塊の世代のなかには、そう感じている人も多いと思います。

【説明者】

国、都から補助金がきている事業であり、法も都条例もあるものですので、区単独で出来ることには限界もありますが、出来る範囲でお話していきたいと思います。

【委員】

補助金は国・都・区で3分の1ずつですね。

【委員】

内部評価で「目的又は実績の評価」を「要改善」としていることは妥当だと思います。区内に300の町会、自治会があるのですが、その中で123団体というのはかなり大きいウェイトを持っており、担当している課の運営は大変だと思いますが、頑張ってほしい。

【部会長】

この事業については、一定の方向性が見えたように思えますね。よろしいでしょうか。

では次に経常事業307「敬老事業」に参りましょう。

【説明者】

はい。この事業は「敬老会」「高齢者訪問」「ことぶき祝い金」の3つの予算事業で構成されています。「敬老会」は毎年1回新宿文化センターで演芸等を催し、77歳以上の方をご招待します。対象となる方は約2万6,000人、そのうち5,000人ぐらいにお越しいただいています。

「高齢者訪問」というのは、区長が祝い金と祝い品を持って、当該年度新たに100歳になる方をお尋ねする事業です。ご希望があった方について1軒1軒回っています。

「ことぶき祝金」というのは、70歳、77歳、88歳、96から99歳の方に、お祝金を9月の初旬からお配りをする事業です。金額的には、お1人当たり、70歳が5,000円、77歳が7,000円、88歳が1万円、96から99歳、及び100歳以上の方が3万円です。民生委員のお力をかりて配付しています。年々対象数が増えており、民生委員の方がトラブルに遭うこともあるため、大変ご苦勞をかけていることは課題の一つと考えています。また、現在では70歳ですとお元気な方が非常に多い。まだお仕事をされている方もいらっしゃいます。こういったことから、見直す必

要がある事業だと考えていますが、これもなかなか難しいなと感じています。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】

ことぶき祝金の見直しは必要だと思います。民生委員に聞いても、率直な見直しをすべきという意見もあります。ただし、民生委員が負担かという点、確かにトラブルもありますが、基本的には待ってくださっている事業ですから、民生委員の仕事の中では負担感は少ないものではないかと思います。

【部会長】

ことぶき祝金の事業コスト欄を見ると、「その他謝礼（民生委員祝金配布謝礼）」が21年度1万194人、22年度6,987人、23年度7,471人、21年度から22年度に減っていますよね。これは何故でしょうか。

【説明者】

説明を落としてしました。申し訳ありません。21年度に対象年齢の基準日を変更し、調整を行いました。そのため21年度だけ、ご協力いただいた民生委員の人数が増えています。

【部会長】

わかりました。この事業に1億円近く、前の高齢者クラブが5,000万円ぐらいですから合計1億5,000万円、結構なコストが掛かっている印象がありますね。

【委員】

敬老事業についても見直しは必要とご認識されているようですが、具体的にどのように取り組まれているかご説明ください。

【説明者】

敬老会のお菓子をやめました。招待券と引きかえでお渡ししていたため、お越しいただける方に招待券だけを預けている方もいらっしゃったため、問題ではないかというご意見があったこと、食物ですからアレルギー等の問題があったことなどからですが、これだけでも結構大変でした。

【部会長】

大変だと思いますが、今後も見直しは継続してほしい。

【委員】

切るときはいつでも大変だと思います。

【部会長】

見直しに向けて進まれていることは評価できると思います。

他にはよろしいでしょうか。では高齢者福祉課の事業は以上となります。

ありがとうございました。

<説明者入れ替え・趣旨説明・委員紹介>

【部会長】

では続いて地域福祉課長から3つの事業についてヒアリングを行います。

最初に経常事業295「新宿区社会福祉協議会運営助成」についてご説明をお願いします。

【説明者】

よろしくお願いします。

社会福祉協議会は、昭和28年から長きにわたり活動している、社会福祉法に基づき設置されている民間の非営利団体です。社会福祉の推進、住民地域団体推進のために、住民地域団体を会員として成立しています。

事業概要です。地域福祉の担い手として事業を実施している社会福祉協議会との連携を図り、運営助成を通し、地域福祉の推進に努めます。

事業の目標・指標ですが、2つお示ししてございます。

まず、「各地区ボランティアコーナー相談件数、情報提供件数」です。23年度の3,496件を、29年度末までに4,000件にすることを目標としました。現在低下傾向にありますので、きちんとした相談体制をとっていきたいと思います。

もう1つは「会員数」です。23年度の2,905件を29年度末までに3,200件に増やすことを目標としました。こちらも若干伸び悩んでいる状況がありますが、積極的に増やしていきたいと考えています。

事業コストについてですが、23年度は2億1,438万3,000円の助成をしています。全額一般財源です。内訳としては、人件費が86%、その他に施設維持管理費、経費、事業費、事務費等という比率になっており、大半を人件費が占めています。

この助成により活動されている方は34名ですが、他に個々の区からの委託事業等の人員がいますので、全体で64名程度が社会福祉協議会で勤務しています。

活動実績としては、社会福祉協議会で自主的に行っている相談事業、ボランティア・市民活動コーディネート事業などから、「ふれあい福祉相談事業」、「ボランティア・市民活動コーディネート事業」、「広報・広聴・情報管理事業（ホームページアクセス数、ホームページ更新頻度、広報誌発酵槽部数）」の5つを挙げています。これ以外に、「暮らしのサポート事業」、「地域支え合い活動事業助成」等も行っています。

実績は、ふれあい相談などは、データのとり方の問題もあり、少し減っていますが、全体としては増加傾向にございます。

予算事業の分析結果として、方向性は「継続」。区だけではできない福祉のすき間を、きめ細かな活動で埋めていただくことが社会福祉協議会の目的ですから、区と協働、または補完し合いながら福祉全体を増進していくため、運営助成を継続する必要があると考えています。

続いて内部評価の内容についてご説明します。

全ての項目について「適切」と評価しています。

事業の改革・改善については、やはり人件費が多いため、組織のあり方、経営状況などを十分に把握し、今後の体制についても区と協議しながら適正な予算、運営助成規模をきちんと裁

定したうえで助成をしていく必要がある。一方で社会福祉協議会として必要な事業は適切に行われていくように助成するほか、連携、指導もしていきたいと考えています。

以上でございます。

【部会長】

ありがとうございました。

社会福祉協議会全体の決算でも予算でもいいんですがどの程度の規模でしょうか。

【説明者】

全体の事業規模は4億4,000万円です。その中で区の助成は大体半分ぐらいになっています。それ以外の自主財源としては、会費、寄附金、共同募金の分配金があり、これを合わせたものが10%程度になります。

【部会長】

10%ですか。

【説明者】

はい。区の助成が大体5割、自主財源が1割。

【部会長】

この5割というもののの中には委託費は入っていない。補助金だけですか。

【説明者】

今回の事業は本部助成についてですから、個別の事業についてはまた別途になります。

【部会長】

4億4,000万の中には権利擁護は入っていないわけですか。

【説明者】

これは入っています。全事業費です。

【委員】

予算の話が出ましたが、社会福祉協議会は独立した社会福祉法人ですが、自主財源の確保について、主なものは寄附金、会費等ですね。区としては、事業収入で自主財源を確保することはあまり指導していないのですか。

【説明者】

基本的にそういう形は、今のところはしておりません。社会福祉協議会も先程申し上げた会費、あるいは寄附金を増やしていく努力をしているところです。

【委員】

寄附金などは、先様があることで寄附は相手任せですし、その2つであれば社会福祉協議会としては会員を増やしていくべきではないかなと思います。その中で社会福祉協議会の会員が伸び悩みどころか減少していますよね。その辺のところをどう考えているのかということが一点。とはいえ、一口500円の一般会費、2,000円の特別会費、ほか団体会費が少し伸びたところで、自主財源の確保に大きく貢献できるものではないと思いますが、そうすると社会福祉協議会って、外貨を当てにしなければ生き延びられない法人なのかなという思いがぬぐいきれない。

繰り返しになってしまいますが、自主財源の確保は寄付金と各種会費以外考えられないのでしょうか。

【説明者】

まさにおっしゃるとおり、そもそも社会福祉協議会として何を担わなければいけないのか、経営的にはどうなのかは、経営計画を立てるなかで経費負担、利用者負担を含めて議論していく必要があると考えています。

【委員】

内部評価の中でも記載していますが、地域の支え合いが重要になると思います。

メディアで報道されたところによると、認知症の方は300万人ともいわれている。行政と社会福祉協議会による支え合いだけではもう限界だと思います。事業目標の中で言っている支え合いをどのように実現するか、改めて検討する段階に来ているのではないのでしょうか。

そのときに、もう少し踏み込んだ強い助言などが必要ではないかと思います。

そういう点で、内部評価に記載した方向性が的確かどうか、専門家などにも意見を聴きながら、模索していく必要があるのではないのでしょうか。

社会福祉協議会で一生懸命やっていることはわかりますが、社会福祉協議会の弱い部分があると感じるのですが、どうでしょうか。

【説明者】

ご指摘のとおりだと思っています。区としても社会福祉協議会に成年後見の関係、被災者支援など、新しいニーズに対応してお願いしている部分もあり、事業の規模が非常に拡大している傾向がございます。

一方、区民への認知度がどうかというと、案外まだ知られていない部分もあります。事業を拡大する一方で、区民の方にも会員になっていただくなど、支えていただく部分をもっと強化しないといけないと思いますし、それに対する区の努力については、反省すべき点があると思います。

事業を十分に区民の方に知っていただくとともに社会福祉協議会自体を知っていただき、より多くの方に支えていただく努力をしていかなければならないと考えています。

【部会長】

他にいかがでしょうか。

先日、新宿社会福祉協議会が、百人町で避難者支援の一環として「さんさん祭り」をやっておりましたが、学生ボランティアなども巻き込んで大変いい活動をされていました。ああいうのを行政がやるのは無理だし、かといって社会福祉協議会が全てやることは難しいので、近隣の大学に働きかけることで学生を集めて実施することは社会福祉協議会らしい活動だなと思いますが、そこで参加費を取るわけにはいかない。綿あめを出したり、焼きそばを売ったりすることで、かかった費用をそれでペイできるかといういうと難しいですね。

あれは社会貢献活動として区内の企業貢献グループからいただいた資金が原資だと思います。そういう意味では、新宿はかなり企業の本店、本社がありますので、そういう所から寄付を募

ることも一つの手段だと思います。先程「寄附は相手任せ」というご意見がありましたが、確かに個人の場合はそうですが、企業などだと戦略的に寄附を募る、交渉することも可能だと思います。他にも本部などに自動販売機を置くだけでも相当な収入になるのではないのでしょうか。

他自治体の社会福祉協議会では、夏の甲子園の予選大会でジュースを売っていますよね。人件費の問題がありますので、この方法にどれだけ効果があるかはわかりませんが、「自分の分は自分で稼ぐ」姿勢がなく、「やりたいことがあるからお金ください」みたいな姿勢だけだと、なかなか今以上に地域福祉が進展することはないと思います。知恵を出したら、お金はある程度集めることができるのではないのでしょうか。

【委員】

民生委員をやっていた際、会員を増やす努力をしたのですが、会員になるよう勧誘すると、「どんなメリットがありますか」と必ず聞かれました。ですから、そういうところを社会福祉協議会と地域福祉課で、具体的な利点というか、会員になったときにこういうプラスがありますということを区民にわかりやすく提示してほしいと思います。

【部会長】

メリットありますかと聞かれると、活動に参加できますみたいな話しかなくて、わかりやすいメリットはないですね。

【委員】

ですが、区も社会福祉協議会も、社会福祉協議会の事業が見えるように努力していかなければいけないことは強く感じています。わかりづらいことはもう否定できない。頑張っているよ。すごく頑張っているよ。

【説明者】

社会福祉協議会会員の集いというのを開いて、他自治体での活動を聴くと、例えば企業からの寄附金を多く集めることで財源的に厚くなっているところがあると伺っています。

【部会長】

企業だけでなく宗教法人から募っているところもある。それも有効な方策だと思いますね。他にも子会社をつくって保険代理店をやったら、人件費6人程度を賄えた例もありますから、アイデア次第だと思います。都内に3,000ぐらいの施設があって、みんな建物と車を持っている。自動車保険と火災保険を掛け代えるだけで、相当変わってくる。

ただし、みんな商売をやったことがないのですよ。一方の区から来る人も商売をやったことがないし、なかなか難しいことはわかっていますが、会員を増やす、寄付を募る以外の方法がないという発想は転換する必要があると思います。

この事業はよろしいでしょうか。

では次の経常事業293「民生・児童委員の活動等」に入ります。

【説明者】

貴重なご意見をありがとうございます。

では、続きまして、「民生・児童委員の活動等」についてご説明します。こちらは、「民生

費302人」「民生委員推薦会」の2つの予算事業に分かれています。

民生委員は、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する非常勤の特別地方公務員で、地域の中で援助を必要とする方の生活上の相談や助言を行っています。

予算事業「活動費302人」についてですが、相談業務を中心に、無償で勤務をいただいています。区は主に、必要な交通費、通信費等の活動費を支給させていただいています。

経費の主な内訳については、まず「民生・児童委員活動費」として平成23年度は計3,043万1,000円を要しました。会長、地区会長、一般と分かれておりまして、8,600円から1万4,000円という月額で支給しています。それから、「特別相談強化費」として174万円。行政からの依頼による交通費等になります。それから、「正副会長研修会宿泊料等」に22万5,000円を要しました。この経常事業につきましては、特別財源として都支出金が3,200万円余出ています。

活動実績については、「相談・支援件数」は23年度5,481件、「その他の活動」32,974件、「活動日数(延べ)」41,597日ございました。前年度と比べて減少しているものもありますが、大変な活動をしていただいていると考えています。他にも高齢者の方の熱中症対応、児童虐待、孤立死の心配など、数字に見えない様々な部分がございます。今までになかった難しいケースが増えていますので、件数以上にご苦勞の多い活動になっていると考えています。

分析結果ですが、行政が十分手が届かない部分まで担っていただいております、区民にとって必要不可欠な事業となっていますため、方向性は「継続」としました。

続いて予算事業「民生委員推薦会」についてご説明します。現在、定数が302名のところ、8月末で296名であり、6名の欠員があります。さまざまな理由でお辞めになる方が出た場合の欠員を補充する。あるいは、3年に1度の一斉改選がありますので、そういった際に推薦準備会、推薦会を開催し、東京都に推薦する新しい委員候補を決める事業です。

事業手法としては「推薦準備会」、「推薦会」を開催しています。

事業経費については、都の負担金で実施しています。事業経費は推薦会、準備会の報酬、謝礼です。執行率は61.2%です。これは欠員状況を見て、推薦会、準備会を開催するため、年度毎の欠員状況によって執行率が変わってきますので、ご理解をいただきたいと思います。

活動実績ですが、平成23年度は推薦準備会を10地区で12回、推薦会を1団体で4回実施しました。また、22年度は一斉改選があったため26回と多く開催しています。来年度、25年度も一斉改選の年となります。

予算事業の分析結果ですが、方向性は「継続」です。欠員が出ると他の民生委員さんの負担が増えてしまいますので、なるべく早く補充出来るよう、推薦会、推薦準備会いずれも、説明者としてしっかりサポートし、適切な運営ができるようにしていきたいと考えています。

内部評価の内容ですが、全ての項目について「適切」と評価しました。

民生・児童委員の活動は、区の福祉事業のためには欠かすことが出来ないため、引き続き実施していく必要があると評価しています。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。それでは何か、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】

各民生委員はやりがいとプライドを持って活動していると認識しています。行政には現場にいる民生委員の思いをご理解いただいたうえで活動を支えていただきたいと思いますね。

費用負担だけではなく、活動の中での精神的な疲れなど、メンタルな部分もきちんと支えていただくことが出来れば、民生委員もいい活動が出来るようになり、地域福祉の増進が図れると思います。

【部会長】

毎年毎年、民生委員の仕事が増えて忙しくなっており、欠員の補充もなかなか大変になっていますよね。都内ではあまり聞きませんが、全国的には民生委員をサポートするボランティアを社会福祉協議会がつくって、1人の民生委員に2、3人、協力員などがつく仕組みがあります。他にも、民生委員の負担を軽くするため、地域の簡単なニーズは社会福祉協議会で解決する仕組みを作っているところも結構あります。せっかく、社会福祉協議会で個別訪問や安否確認をされているので、併せてこういう仕組みができると、少しは軽減されるのではないのでしょうか。おそらく公的なものだけでは対応できなくなってきましたから、それをできるような土壌づくりも含めてやっていく必要があると思います。

【説明者】

「ちょこっと困りごとサービス」というのを社会福祉協議会でやっています。

【部会長】

社会福祉協議会の他に、民生委員さんは民生委員で、そういうちょこっと困りごとを受けていると思います。それを上手く繋げることができれば、民生委員の負担が軽くなると思いますね。民生委員もご高齢の方が多いと思うので、ちょこっと困りごととして電球の交換を頼まれても、難しかったりするケースもあると思います。

【説明者】

そうですね。

【委員】

繋がっていない感じはありますね。それと、確かに相談支援活動よりその他の活動が物すごく増えている。それは実感としてあります。雑用という言い方はよくないかもしれないけれど、そういうその他の活動です。

そういう「その他」としか言いようのない活動を物すごく求められていることが、煩雑にしている一番の大きな理由かなと思いますね。

【部会長】

どこも苦戦はしていますよね。

あと何かございますか。

では次の経常事業296「福祉サービスの利用者支援」に進みましょう。

【説明者】

はい。「福祉法律相談等」と「サービス評価事業」の大きく2つに分けることが出来る事業

です。福祉に関する総合的な情報提供と相談体制の充実、サービス評価の仕組みを入れることで、区民が安心してサービスを選び利用できる体制を整備します。

利用者の方のための権利擁護、利用促進、安心して利用できる環境づくりのための下支えとして、大事な事業だと認識しています。

目標・指標ですが、第三者評価については現状の3年に1度実施を維持すること、法律相談については、平成23年度年間で4件の相談回数を29年度12件にすることを目標としました。

各予算事業についてご説明します。

まず「福祉法律相談等」についてですが、「福祉サービスに関する法律相談」と「福祉総合電話相談」を実施しています。

「福祉サービスに関する法律相談」は、区長が委嘱する弁護士が、福祉に関するご相談を受けするものです。毎月第3月曜日の2時から4時まで、お一人1時間を限度に毎月実施をしています。

「福祉総合電話相談」は、地域福祉課で専用の回線をご案内しており、福祉に関する様々なご相談をお受けするものです。

事業コストは毎年度およそ百万円程度を要していますが、内15万円程度は都の補助金を受けています。事業費の主たる使途は、弁護士費用で、12カ月で24万円を要しています。執行率は50%ですが、これは弁護士費用に関する緊急対応用にとっておいた費用があるためです。

活動実績ですが、法律相談は23年度年間4件、電話相談は年間33件でした。利用実績が低いのが問題と認識しています。

予算事業の分析結果ですが、区ではさまざまな法律相談等を実施しており、そういったものの統合について検討していく必要があると考えています。

方向性は「手段改善」としました。この事業は利用者の方の権利、利益の保護のために必要だと考えていますが、実績が低いため、周知方法や利用しやすい制度に見直すこと、類似関連事業と統合することなどを検討しようと考えています。

続きまして、「サービス評価事業」です。

福祉サービスを提供している事業者に対して、認証された第三者機関によるサービス評価を実施しています。評価結果については、東京都の福祉情報総合ネットワークにおいて公表しています。

認証された第三者機関は、NPO、民間企業等さまざまな団体が実施しています。区施設については、区が施設者として実施しています。民営施設については事業者が実施し、それに対して区が補助金を支給しています。

事業コストですが、23年度は1,300万円余が掛かりましたが、こちらも670万円程度都の支出金を受けています。

事業費の主たる使途ですが、民間施設20施設への受診費用助成金に714万3,000円程度を要しました。20施設のうち、15施設は介護施設、5施設は障害者施設です。それから、区の3施設、東戸山の高齢者在宅サービスセンター、新宿福祉作業所、高田馬場福祉作業所、の評価を実施

するため、120万7,000円程度を要しました。事業の実績としては合計で23施設について評価が行われたことになります。

予算事業の分析結果についてですが、区民の方々のためにも、またサービスの向上のためにも継続していく必要があります。義務のない施設も含めて出来るだけ幅広く評価し、区民の方々に事業所の情報を提供して、より区民の方々が安心してサービスを利用できるようにしていきたいと考えています。

内部評価の内容については、「効果的効率的」、「目的又は実績の評価」、「総合評価」について「要改善」としました。これは「福祉法律相談等」についてご説明した内容によるためです。「手段改善」しながら継続していきたいと考えています。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

ご質問、ご意見はありますか。

【委員】

福祉総合電話相談のコールセンターはどこで、どういう方が受けているのでしょうか。

それから、この手のサービスというのは、例えば社会福祉協議会に委託することは出来ないのでしょうか。

【説明者】

福祉総合電話相談は、地域福祉課に外線電話の番号を設置しており、基本的に私どもがお受けします。ご相談内容に応じて、区の関係機関等につなぐのが主な活動です。たらい回しにならないよう、きちんと担当に趣旨を伝えるようにしています。

社会福祉協議会でも「触れ合い福祉相談」ということを日常的に実施していますが、これはまた別の窓口でそれぞれでお受けする形になっています。重複というと重複なのかもしれませんが、特別に人件費等の経費が発生しているわけではありませんので、区は区としてご相談に応じるという形で整理したいと思います。

【委員】

わかりました。

【部会長】

窓口はあちこちにあっていいと思います。アクセスしやすい。それがぐるぐる回らないよう適切なところに繋がるのが大事だと思います。

特定財源の「地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金」とか、「障害者施策推進包括補助事業補助金」というのは、都の単独補助ですか。国からは来ていないのですか。

【説明者】

これは都からの補助金です。

【部会長】

サービス評価というのは2つの意味があって、一つは利用者が選択できる情報を提供すること、もう一つは結果を見て事業所の質が上げることだと思います。評価結果に改善が要求され

るような事柄があれば、補助金を出している区としても、何かリアクションをすることが必要だと思いますが、その辺はどうですか。

【説明者】

例えば東戸山高齢者在宅サービスセンターは指定管理者として業務をお願いしていますので、結果を踏まえて指導を行い、改善を求めています。

【部会長】

内部評価にはその旨の記載がありませんね。

【説明者】

そうですね。それは、利用者の視点だけだったので、そういった区の設置管理者としての視点は欠けていました。その辺、ご指摘のと通りの活用をしておるところです。

【部会長】

記載する必要があると思います。

【説明者】

はい。

【委員】

法律相談の弁護士は、相談がないときはただ座って待機されているのですか。

【説明者】

おっしゃるとおりで、ニーズがあったときにすぐに対応できるように、どうしてもスタンバイをしておく必要があるわけです。

【委員】

予約制ですよ。

【説明者】

そうです。

【委員】

予約がなくても待っている。

【説明者】

そうですね。来ていただくような形でお願いをしています。

【委員】

他のところでやっている法律相談はどのようなものがあって、どのように連携していこうとお考えですか。

【説明者】

例えば区長室区政情報課で一般的な法律相談をやっています。そういった類似事業に統合できないかと考えています。

【委員】

周知活動というのはどのようなことをしていますか。

【説明者】

高齢者総合センター等さまざまな利用者の方がいらっしゃる施設にチラシを置いていただいたり、窓口等でお勧めいただくようにしています。

【委員】

経常事業として適格かどうかという視点からも評価をされましたか。

【説明者】

基本的には、お困りになっている方が相談をしたいときにすぐ対応できるように用意していますので、事業としては適格だと考えています。ただし、他に受け皿があり、代替もできるのであれば、検討が必要と思っています。

【委員】

経常事業を内部評価する視点がどうなのかことですよね。この事業が必要でないとは言いませんが、経常事業を評価する際には、経常事業として適格かどうかを評価することも必要ではないかと思います。

【部会長】

一回経常事業として予算がつくと、以降ずっと続けるみたいな傾向があると思いますから、それをしっかり見直すことも、経常事業評価の目的だと思いますね。事務局いかがですか。

【事務局】

そうですね。今回は改革・改善、見直しの方向性を明らかにするようにしています。

23年度やってきた事業について、4つの視点から評価をし、改善が必要な部分については改善が必要と方向付けするということですね。

内部評価をそのように行い、外部評価にはその内容を評価していただくことになります。

【部会長】

他にはよろしいですか。

では本日のヒアリングは以上とします。

お疲れ様でした。

【説明者】

ありがとうございました。

<閉会>